

初診時・再診時選定療養費の金額見直しについて

当院では、国が推進している病院と診療所の機能分担を図る観点から、他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院された患者さんについては初診に係る特別な費用を、他院への紹介を行ったが引き続き当院へ受診される患者さんについては再診に係る特別な費用を、徴収させていただいています。

この度、令和4年10月1日より、健康保険法施行規則等の省令改正に伴う診療報酬改定により、「初診時・再診時選定療養費」の金額を改定することとなりましたのでお知らせいたします。

金額につきましては、国が定めた金額以上とすることが義務づけられており、当院は近隣の公的医療機関の金額設定を参考にしております。

国の方針によるものですので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◎ 改定時期 **令和4年10月1日（土）～**
- ◎ 初診時選定療養費 **7,700円（税込）**
- ◎ 再診時選定療養費 **3,300円（税込）**